

[Ⅲ] 「発達障害児・精神障害を抱える児童生徒への個別療育指導」

及び、その家族に対する支援

- ・学校だけでは、埋める事の出来ない問題を抱える子ども達は、何時・どこで・どの様に苦手な部分への「受け止め方・対処の仕方」を身に付ければ良いか苦慮しています。
- ・発達障害を抱える子ども達に対し、支援者が「正しい認知と、適切な学習方法・対処方法」を知り、教育環境を整え身につけて行くことにより、機能の不自由さを機能障害化させない指導が、可能となります。もし、何らかの障害が固定化したとしても、十分に社会に適合して生きていける様に一人一人に似合った指導を行います。
- ・少し目と手と心を掛けてあげることで、勉強だけでなくコミュニケーション力など、出来る事が増えます。楽しい学校生活が送れるよう心理療法を踏まえた指導をします。

[Ⅳ] 「障害の有無に関わらず全ての人への相談・カウンセリング・リエゾン支援」

- ・家族関係 ・職場での人間関係 ・障害者の就労支援と就労後の支援 ・非行他
- ・側に付いていてくれる人が居る。安心の中で良き変容を見るまで一緒にします。

[Ⅴ] 「不登校児童生徒への支援とファミリーサポート」(相談・居場所事業)

① 「相談・カウンセリング」・「学校と親子を結ぶリエゾン支援」・「親の居場所」

⇒不登校児童生徒、その心配のある子ども、ひきこもり、ニート等の問題を改善解決するためには本人への支援は当然の事ながら、その親や家族への支援がとても大切なこととなります。くじらぐもの「居場所」は、単なる居場所に留まらず、カウンセラーがトレーナーとなり、「学び合いの場」として、親子共々自立・自律への高い成果を上げています。又、共に学んだ人たちが「支援者へと育っています」

② 「神奈川県教育委員会不登校相談会」「グループ相談会」

⇒「グループ相談会」よい振り返りと、その後の参考になっています。

③ 「不登校等高校生に！学校外での活動「学校外の学修」に単位認定を」

⇒県教委の指導を受け、高校と連携し、ボランティア参加を「単位の認定」につなぎます。

[Ⅵ] 「発達障害児に対する学校現場での具体的支援方法の講習など」

『発達障害の理解と具体的な支援方法』と『特別教育支援法』が有効に作用するよう学校・担任の先生・保護者、そして先生と保護者が共に学び合う講習会や勉強会の実施
発達障害という言葉と実情は随分理解され、発達障害を視野に入れた「特別教育支援法」の適用が全国の小中学校で実施されるようになって、6年が経とうとしています。
しかし、教育現場では尚、それぞれの子どもに対しての適切な支援に苦慮しています。
先生・生徒・保護者共に より有効な「具体的支援方法」を 提供して行きます。

[Ⅶ] 「講演会・研修会」

- ・「子供健全育成」に係る調査・研究・研修・講演会等を行います。



NPO法人 くじらぐも

221-0045 横浜市神奈川区神奈川2-14-1-206 T&F 045-442-2236

★Eメール npo_kujiragumo@yahoo.co.jp

★ブログ <http://kujiragumo.org>